

# 訪問介護サービス 重要事項説明書

---

有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所

TEL 077-583-2700

---

# 訪問介護 重要事項説明書

〈作成日 令和6年 6月 1日〉

当事業所は、利用者に対して訪問介護サービスを提供します、訪問介護サービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供される訪問介護サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて、以下のとおり説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

## 1 経営主体

法人の名称	有限会社ゆうすげ介護
所在地	守山市下之郷一丁目2番32-301号
代表者名	若井 博之
電話番号	077-583-2700
業種	福祉事業
設立年月	平成15年10月

## 2 事業所の概要

事業所の名称	有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所
所在地	守山市下之郷一丁目2番32-301号
代表者名	若井 博之
管理者名	若井 博之
電話番号	077-583-2700
居宅介護サービスの種類	訪問介護
事業所指定番号	滋賀県知事 2570700332
事業の実施地域	守山市・草津市・大津市・栗東市・野洲市 湖南市(旧石部町)

## 3 事業の目的

この事業は、介護保険法に規定する要介護者であって、援助を要する認知性高齢者、疾病などにより身体が虚弱な高齢者など、身体上や精神上的の傷害があり日常生活を営むのに支障がある高齢者の家庭に対して、訪問介護サービスを提供することを目的とします。

## 4 運営の方針

要介護者などの心身の特性をふまえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。訪問介護の実施にあたっては、関係市町村や地域の保健、医療や福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。又滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者・設備・運営に関する基準等を遵守します。

## 5 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
営業時間	午前9時00分～午後5時00分
サービス提供日	毎週月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
サービス提供時間	午前9時00分～午後5時00分 但し、サービスの提供については、上記以外の時間も派遣出来る場合がありますので、詳細についてはご相談下さい。

## 6 職員の体制

当事業所では、利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

令和6年 6月 1日現在

従業者の職種	人員数	職務内容
管理者	1名	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者	2名	利用者の状態や意向等を十分に把握した上で、居宅サービス計画に基づいた訪問介護計画を作成します。なお、作成にあたっては、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 作成した訪問介護計画について、利用者へ説明し、同意を得て交付します。 利用者の状態の変化やサービスに対する意向を定期的に把握します。また、サービス実施状況を把握し、居宅介護支援事業者と調整した上で必要に応じ訪問介護計画の変更を行います。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容などのサービスに関する指示・指導を行います。また、利用者の状況についての情報を伝えます。 訪問介護員等の能力や希望に応じた研修・技術指導等を行います。
訪問介護員など	15名	訪問介護計画に基づいて訪問介護サービスを提供します。 サービス提供後、サービスの提供日・内容・利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告します。 事業者やサービス提供責任者が行う研修・技術指導等を受けることで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行います。
事務職員	1名	介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行います。

## 7 訪問介護サービスの提供

### ○訪問介護計画の作成

利用者に係る居宅支援事業者が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者およびご家族の意向を踏まえ、訪問介護サービスの目標・目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成します。なお、作成した訪問介護計画は、利用者またはご家族にその内容の説明を行い、同意を得たうえで交付します。

訪問介護サービスの提供は、訪問介護計画に基づいて行います。なお、訪問介護計画は心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

### ○提供する訪問介護サービス

訪問介護サービスの種類		内 容
身 体 介 助	入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身などを行います。 なお、利用者が自分で移動できない場合は、全介助を行います。
	保清介助	全身清拭、部分清拭、部分浴、洗髪整容を行います。
	食事介助	見守り、一部介助、全介助、後始末を行います。
	服薬介助	見守り、一部介助、全介助、確認を行います。
	更衣介助	寝間着や日常着の着脱介助を行います。
	排せつ介助	おむつの交換、失禁の世話、トイレへの誘導、ポータブルトイレの移動介助や見守り、後始末を行います。
	外出介助 通院介助	病院などへの通院、買い物、散歩などの介助を行います。 なお、移動にかかる交通費などは利用者の負担となります。
生 活 援 助	調理	利用者のための食事の調理、配膳、後片づけを行います。
	洗たく	日常的な衣類の洗たく・乾燥（物干し）・取り入れと収納アイロンかけなどを行います。
	掃除	居室の清掃、ごみ捨て、布団干し、日常生活用品などの整理整頓を行います。
	買い物	日用品や食料品などの生活必需品の買い物をを行います。
	薬の受け取り	病院などへの薬の受け取りに行きます。
通院等乗降介助	通院等のため、訪問介護員自らが運転する車両への乗車・降車の介助を行い、併せて乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、通院先での受診等の手続き・移動等の介助を行います。	

訪問介護サービスとして対応できないサービスがありますので、ご了承ください。

- ① 原則として、医療行為にあたるサービスは行いません。
- ② 原則として、ご家族へのサービスは行いません。
- ③ 原則として、日常生活を営むための家事、介護以外のサービスは行いません。

### ○サービス内容の変更

事業者は、サービス利用の当日、利用者の都合で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、事業者は、変更されたサービス内容及び時間に応じた所定のサービス料金を請求できるものとします。

### ○サービス提供の記録

訪問介護サービスの実施ごとに、サービスの提供日・内容等を記録し、サービス提供の終了時に利用者の確認をうけ、その控えをお渡しします。

## 8 訪問介護サービスの利用料金

下記料金については月ごとの清算とし、毎月15日までに請求書を発行して前月分を請求しますので、翌月末日までにお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。

支払い方法は、現金払い、銀行振込、銀行等口座からの振替（引落し）の方法が選択できます。

### ○サービス利用料

利用料は、介護保険の費用総額であり、単位数に地域区分単価（1単位＝10.42円）を掛けて算出したものです。介護保険の給付サービスを利用する場合、基本的には利用料の1割・2割もしくは3割をご負担いただきます。

なお、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用料は、全額利用者の負担となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の未納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合には、いったん介護保険適用外の利用料をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、各市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（令和6年 6月 1日改正）

			単位	利用料	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
基本 サー ビス 費 （ 一 回 ）	身体介護	20分未満	163単位	1698円	170円	340円	510円
		20分以上30分未満	244単位	2542円	261円	521円	763円
		30分以上1時間未満	387単位	4032円	404円	807円	1210円
		1時間以上1時間30分未満	567単位	5908円	591円	1182円	1773円
		以降30分増す毎に	+82単位	+854円	+86円	+171円	+257円
	生活援助	20分以上45分未満	179単位	1865円	187円	373円	560円
		45分以上	220単位	2292円	230円	459円	688円
	身体介護に 引き続いた 生活援助	20分以上45分未満	+65単位	+677円	+68円	+136円	+204円
		45分以上70分未満	+130単位	+1354円	+136円	+271円	+407円
		70分以上	+195単位	+2031円	+204円	+407円	+610円
通院乗降			97単位	1010円	101円	202円	303円
加 算	初回加算		200単位	2084円	209円	417円	626円
	緊急時訪問介護加算		100単位	1042円	105円	209円	313円
	生活機能向上連携加算		100単位	1042円	105円	209円	313円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		総単位の18.2%	-			

上記利用料に対し、早朝（午前6時～午前8時）および夜間（午後6時～午後10時）は25%加算、深夜（午後10時～翌朝午前6時）は50%加算となります。また、訪問介護員2人が訪問した場合は、2人分の料金となります。

上記の利用料の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

### ○交通費

利用者のご都合により通常の事業実施地域外へ訪問する際、訪問介護員が訪問するための交通費として、以下の費用をご負担いただきます。

- ・公共交通機関を利用した場合、その実費
- ・自動車を利用した場合は、実施地域を超えた分について、1回500円
- ・有料道路ならびにやむを得ずタクシーを利用した場合、その実費

外出介助、通院介助などでゆうすげ介護の車に乗車された場合（道路運送法による）、所要時間30分まで300円、以降10分増す毎に100円追加の実費をご負担いただきます。車に乗っている時間は、ケア時間に含みません。

### ○キャンセル料

前日までの連絡がなく利用中止となった場合、当日キャンセル料として一回 1000円をご負担いただきます。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

### ○その他

サービス提供記録書などの複写物をご希望される場合は、実費相当額をいただきます。

## 9 サービスをご利用いただく際のお願い

### (1) 守っていただきたいこと

- ① 訪問介護員との個人的な連絡は固くおことわりします。
- ② 訪問介護員との金品のやりとりや貸し借り、個人的な契約も禁止しています。
- ③ 訪問介護員は留守宅での活動は行っていませんので、ご利用の際は必ずご在宅ください。
- ④ 訪問介護員に対し勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動その他）を行うことはできません。

### (2) 訪問介護員の交替について

- ① 訪問介護サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- ② 選任された訪問介護員の交替を希望される場合、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。
- ③ 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者およびご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) その他

- ① 訪問介護サービスの提供時に、利用者又はご家族に感染症が発生した場合は、感染に対する予防措置をとらせていただきますので、予めご了承ください。
- ② 利用予定の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止または変更することができます。利用予定日の前日までにご連絡をお願いいたします。  
利用予定日の前日までに連絡がなく当日利用中止となった場合、当日キャンセル料として1回 1,000円の実費をご負担いただきます。ただし、体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- ③ 暴風雨、大雨、積雪等警報の発令などにより訪問介護員の派遣に危険が及ぶと判断した場合、サービスの提供をお断りもしくは、時間を調整させて頂く場合があります。
- ④ サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、事業所に連絡するため電話を利用させていただく場合があります。

## 10 緊急時の対応方法

訪問介護サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、利用者の主治医や医療機関への連絡を行い、医師や看護師の指示に従い必要な措置を講じます。また、ご家族や居宅介護支援事業者など緊急連絡先に連絡します。

## 11 事故発生時の対応

利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村や利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 12 利用者の苦情・相談窓口

サービス内容のご相談、ご要望、苦情については当事業所窓口にお気軽にご相談ください。

担当窓口 黒木 一雄 TEL 077-583-2700 FAX 077-583-2798

### その他苦情受付機関

守山市介護保険課	TEL	077-582-1127
野洲市介護保険課	TEL	077-587-6074
草津市介護保険課	TEL	077-561-2369
大津市介護保険課	TEL	077-528-2753
栗東市長寿福祉課	TEL	077-551-0281
湖南市高齢福祉課	TEL	0748-71-2356
国民健康保険連合会	TEL	077-510-6605

13 第三者による評価の実施等

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

14 人権への配慮等

事業者の責務として、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修の機会を確保しています。

訪問介護サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（現に世話をしている家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

15 業務継続計画

災害や感染症が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修や訓練を実施します。

16 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

17 衛生管理

感染症の予防及び、蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し研修や勉強会等を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

18 秘密保持等

事業者および従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報やプライバシー等の秘密を保持します。

年 月 日

訪問介護サービスの提供にあたり、本人（代理人）に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 守山市下之郷一丁目2番32-301号  
有限会社ゆうすげ介護  
代表取締役 若井博之 印

事業所 守山市下之郷一丁目2番32-301号  
有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所  
管理者 若井博之

説明者 有限会社ゆうすげ介護 指定訪問介護事業所  
氏名 印

私は、本書面に基づいて、事業者から訪問介護サービスについて重要な事項の説明を受けました。

本人 住所  
氏名 印

代理人 住所  
氏名 印